シティプロモーション・スポーツ調査特別委員会 令和5年6月22日 スポーツ・文化・国際都市部 資料1番 所 管 スポーツ推進課

# 大田スタジアムにおけるスポーツ以外の利用基準の制定について

大田スタジアムは、令和元年7月のリニューアルオープンに合わせて昇降式マウンドを設置し、グラウンドをフラットにして、スポーツ以外で利用することが可能となった。しかし、利用方法における具体的なルールが無かったため、スポーツ以外の利用基準を制定する。

#### 1 利用基準設定の目的

大田スタジアムを興行等のスポーツ以外で利用する場合における原状回復や周辺施設(臨海斎場・大井競馬場)への配慮などに関して必要事項を定める。

## 2 スポーツ以外の想定例

- (1) ライブ・コンサート等の興行
- (2) テレビ・CM等の撮影

## 3 制定する利用基準内容

主な利用基準	内 容	備考
(1) 利用方法の確認	・利用申請時に計画書 ・図面等の提出	
(2) グラウンド内で	・火気(花火を含む)の使用	
の禁止行為	・大量の水の使用	
	・回収が困難な物の散布・飲食	
(3) 昇降式マウンド	・昇降式マウンドを下降して使用する	
	場合は、スタジアム事務所と十分に調整	
	すること	
(4) グラウンド内へ	・人工芝への養生等の配慮	
設置する工作物	・昇降式マウンド上への原則工作物設	
	置の禁止	
(5) 発生させる音	・周辺施設への騒音レベルが環境基本	• 観客席最
	法に定める環境基準を超えないこと	上段で 85 デ
	<ul><li>・周辺施設への興行開催の事前周知</li></ul>	シベル以下

#### 4 その他

- (1) スポーツ以外の利用時期:年間通して利用可能。ただし現実的には土日祝日の利用率が比較的低い11月から2月までが中心
- (2) 興行利用での優先予約: <u>原則不可</u>。ただし昇降式マウンドを下降してグラウンド をフラットにさせて利用するような<u>大規模な催物等の</u>

場合は1年前から申込可能

(3) 施設の利用料金:スポーツ利用の5倍に相当する額